

大和市告示第56号

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱（平成21年大和市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要する高齢者が、」を「要する者（以下この条において「要援護者」という。）及び介護者の福祉の向上に寄与することを目的として、要援護者が」に、「当該高齢者」を「当該要援護者」に、「こと（）」を「大和市高齢者等緊急一時入所（）」に、「により、高齢者及び介護者の福祉の向上を図ることを目的」を「の実施について、必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項中「高齢者（）」を「者（）」に、「認める者」を「認めるもの」に、「者（以下「要援護高齢者」という。）」を「もの」に改める。

別表第1上記以外の者の項中「滞在費及び食費」を「食費及び滞在費」に改め、同表備考中「この表」の次に「の規定」を加え、「、食費」を「食費」に、「、施設」を「施設」に改め、同表中備考を備考第2項とし、備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 この表において「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和44年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。